

平成26年度「Made in 新潟 新商品調達制度」新事業分野開拓事業者の募集

平成26年度「Made in 新潟 新商品調達制度」新事業分野開拓事業者を下記のとおり募集します。

この制度は、県内の事業者が開発、生産する優れた新商品について、県の機関で購入し、官公庁での受注実績を作ることにより、新商品開発に積極的に取り組む中小企業者等の販路開拓を支援するものです。

知事が、新事業分野開拓事業者に認定した事業者の生産する新商品については、県の機関が随意契約により購入することが可能となります。また、購入した新商品の使用評価を認定事業者に提供します。

なお、認定をもって随意契約による購入が確実に行われるものではありません。

記

1 認定を受けようとする事業者の要件

県内に事業所を有する中小企業者又は地域中核企業等であって、次に掲げるいずれかの商品を県内で生産する者

(1)	県知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産する商品
(2)	新潟県又は公益財団法人にいがた産業創造機構の補助金若しくは助成金又は融資制度を活用して開発又は事業化した商品
(3)	国又は県内市町村の補助金又は助成金を受けて開発又は事業化した商品
(4)	県が設置している試験研究機関又は公益財団法人にいがた産業創造機構若しくは財団法人新潟県建設技術センターが関与し、開発又は事業化した商品
(5)	上記以外の公的機関が関与し、開発又は事業化した商品
(6)	県内に本社を置く企業が取得した特許権又は意匠権に基づいて開発又は事業化した商品

2 申請資格

- ①中小企業基本法（昭和38年法律第 154号）第 2 条に規定する中小企業者（個人事業者を含む）又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体（ただし、火災共済協同組合、信用協同組合及び同組合連合会並びに商工組合連合会は除く）であること

【中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者】

業種ごとに定められている資本金基準と従業員基準のいずれか一方の基準を満たしていることが必要です

業 種	資本金基準	従業員基準
製造業、建設業、運輸業その他業種	3 億円以下	3 0 0 人以下
卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
サービス業	5, 0 0 0 万円以下	1 0 0 人以下
小売業	5, 0 0 0 万円以下	5 0 人以下

- ②地域中核企業（地域におけるサプライチェーンの中核として、県内に協力企業を多く抱える企業）であること

【地域中核企業の要件等】

直近 3 決算期のいずれかの期において県内企業への部材等発注額が 1 億円以上であることが必要です。

また、地域中核企業の生産する商品は、上記 1 (1)～(6)のいずれかに該当するほか、生産に当たって、県内の協力企業 5 社以上に部材等を発注していることが必要です。

2 対象となる新商品

- (1) 県の機関において、直接購入により用途が見込まれる物品（ただし、試作品及び医薬品を除く。）
役務・サービスは対象外となるほか、物品であっても、以下の場合には対象外となります。
 - ① 請負や役務・サービスの提供を主たる内容とした初期導入の機械器具、ソフトウェア等
例) 通常の使用形態において定期的な使用料の支払いが生じる装置やソフトウェア
 - ② もっぱら請負工事や委託業務において、請負・受託事業者により使用されるもの
例) 設置に別途据え付け工事の発注を要する物品や資材
- (2) 販売を開始してから概ね5年以内のもの

3 認定基準

1. 県の機関で用途が見込まれる商品
2. すでに企業化されている商品とは別個の範疇に属するもの又は同一の範疇に属するものであっても既存商品とは著しく異なる使用価値を有するもの
3. 新商品が技術の高度化若しくは経営能力の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するもの
4. 販売を開始してから概ね5年以内のもの
5. 生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が適切なもの
6. 実施計画が公序良俗に反しないこと
7. 実施計画が関係法令に違反しないこと
8. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと

4 募集期間

平成26年7月30日（水）～平成26年8月29日（金）
（郵送で応募の場合、当日消印有効）

5 提出書類等及び提出方法等

- (1) 提出書類
以下に記載する書類等を3部（原本1部、写し2部）ご提出ください。
 1. 認定申請書
 2. 新商品の生産による新たな事業分野の実施に関する計画（実施計画）
 3. 誓約書
 4. 直近2営業期間の決算書の写し
 5. 商品の概要に関する資料
 6. 商品サンプル（高額なもの、郵送できないものは除く）
 7. 認定を受けようとする事業者の要件に該当することを証明する書類
- (2) 提出方法
郵送又は持参により、ご提出ください。
認定申請書及び実施計画の様式は、新潟県産業労働観光部ホームページからダウンロードしてください。（<http://www.pref.niigata.jp/shoko.html>）

6 その他

詳しくは、[新潟県産業労働観光部ホームページ](http://www.pref.niigata.jp/shoko.html)をご覧ください。

<提出先・問い合わせ先>

〒950-8570

新潟市中央区新光町4番地1（新潟県庁11階）

新潟県産業労働観光部 産業政策課 産業政策グループ

（担当）東條

TEL：025-280-5234

FAX：025-285-3783

E-mail：ngt050010@pref.niigata.lg.jp